
第 9 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 4 日)

平成 2 0 年 9 月 2 6 日 (金 曜 日)

議事日程

平成 2 0 年 9 月 2 6 日 午前 9 時 3 0 分 開議

1. 開議宣告

- 日程第 1 議案第 107 号 平成 19 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第 108 号 平成 19 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 109 号 平成 19 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 110 号 平成 19 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 111 号 平成 19 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 112 号 平成 19 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 113 号 平成 19 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 114 号 平成 19 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 115 号 平成 19 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 116 号 平成 19 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 117 号 平成 19 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 118 号 平成 19 年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 119 号 平成 19 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 120 号 平成 19 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 121 号 平成 19 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定

について

- 日程第 16 議案第 122 号 平成 19 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 123 号 平成 19 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 124 号 平成 19 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 125 号 平成 19 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 20 議案第 126 号 平成 19 年度大山町索道事業会計決算の認定について
- 日程第 21 議案第 106 号 大山町巡回バスの運行に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 136 号 大山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 137 号 御来屋漁港区域内における公有水面の埋立について
- 日程第 24 議案第 138 号 大山町御来屋漁港水産物直販所条例の制定について
- 日程第 25 議案第 139 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 26 発議案第 9 号 大山町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 27 発議案第 10 号 大山町議会全員協議会規程の制定について
- 日程第 28 請願第 1 号 豊房地区の環境整備に関する請願
- 日程第 29 陳情第 15 号 大山山麓地区国営造成施設の管理に関する意見書の提出についての陳情
- 日程第 30 陳情第 16 号 食料自給率向上、地域農畜産業の確立、稲作、酪農、畜産危機に関する陳情
- 日程第 31 陳情第 17 号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第 32 陳情第 27 号 島根原子力発電所の停止措置及び原子力に依存しないエネルギー政策の転換を求める陳情
- 日程第 33 陳情第 8 号 後期高齢者医療制度の廃止に関する陳情
- 日程第 34 陳情第 11 号 高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情
- 日程第 35 陳情第 18 号 地域医療を守るための財源確保と人材確保に向けた支援を求める陳情
- 日程第 36 陳情第 20 号 2009 年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情
- 日程第 37 陳情第 22 号 後期高齢者医療制度の廃止の意見書採択を求める陳情
- 日程第 38 陳情第 23 号 安心した介護をめざすための介護報酬改定等の意見書採択を求める陳情

- 日程第 39 陳情第 24 号 小学校入学前の子どもを対象とする国の乳幼児医療費無料制度創設を求める陳情
- 日程第 40 陳情第 25 号 国保国庫負担金減額調整を廃止するよう求める陳情
- 日程第 41 陳情第 26 号 貴自治体における平和教育の推進を求める陳情
- 日程第 42 発議案第 11 号 豊房地区の環境整備に関する意見書の提出について
- 日程第 43 発議案第 12 号 大山山麓地区国営造成施設の維持管理等に関する意見書の提出について
- 日程第 44 発議案第 13 号 食料自給率向上、地域農畜産業の確立、稲作、酪農、畜産危機に関する意見書の提出について
- 日程第 45 発議案第 14 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第 46 発議案第 15 号 2009 年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める意見書の提出について
- 日程第 47 発議案第 16 号 安心した介護をめざすための介護報酬改定等の意見書採択を求める意見書の提出について
- 日程第 48 議員派遣について
- 日程第 49 閉会中の継続審査について（経済建設常任委員会：陳情第 13 号）
- 日程第 50 閉会中の継続審査について（経済建設常任委員会：陳情第 19 号）
- 日程第 51 閉会中の継続審査について（総務常任委員会：陳情第 21 号）
- 日程第 52 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 53 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 54 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 55 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）
- 日程第 56 諸般の報告

本日の会議に付した事件

1. 開議宣告

- 日程第 1 議案第 107 号 平成 19 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第 108 号 平成 19 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 109 号 平成 19 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 110 号 平成 19 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 111 号 平成 19 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 112 号 平成 19 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金

貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 7 議案第 113 号 平成 19 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 114 号 平成 19 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 115 号 平成 19 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 116 号 平成 19 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 117 号 平成 19 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 118 号 平成 19 年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 119 号 平成 19 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 120 号 平成 19 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 121 号 平成 19 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 122 号 平成 19 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 123 号 平成 19 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 124 号 平成 19 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 125 号 平成 19 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 20 議案第 126 号 平成 19 年度大山町索道事業会計決算の認定について
- 日程第 21 議案第 106 号 大山町巡回バスの運行に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 136 号 大山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 137 号 御来屋漁港区域内における公有水面の埋立について
- 日程第 24 議案第 138 号 大山町御来屋漁港水産物直販所条例の制定について
- 日程第 25 議案第 139 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 26 発議案第 9 号 大山町議会会議規則の一部を改正する規則について

- 日程第 27 発議案第 10 号 大山町議会全員協議会規程の制定について
- 日程第 28 請願第 1 号 豊房地区の環境整備に関する請願
- 日程第 29 陳情第 15 号 大山山麓地区国営造成施設の管理に関する意見書の提出についての陳情
- 日程第 30 陳情第 16 号 食料自給率向上、地域農畜産業の確立、稲作、酪農、畜産危機に関する陳情
- 日程第 31 陳情第 17 号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第 32 陳情第 27 号 島根原子力発電所の停止措置及び原子力に依存しないエネルギー政策の転換を求める陳情
- 日程第 33 陳情第 8 号 後期高齢者医療制度の廃止に関する陳情
- 日程第 34 陳情第 11 号 高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情
- 日程第 35 陳情第 18 号 地域医療を守るための財源確保と人材確保に向けた支援を求める陳情
- 日程第 36 陳情第 20 号 2009 年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情
- 日程第 37 陳情第 22 号 後期高齢者医療制度の廃止の意見書採択を求める陳情
- 日程第 38 陳情第 23 号 安心した介護をめざすための介護報酬改定等の意見書採択を求める陳情
- 日程第 39 陳情第 24 号 小学校入学前の子どもを対象とする国の乳幼児医療費無料制度創設を求める陳情
- 日程第 40 陳情第 25 号 国保国庫負担金減額調整を廃止するよう求める陳情
- 日程第 41 陳情第 26 号 貴自治体における平和教育の推進を求める陳情
- 日程第 42 発議案第 11 号 豊房地区の環境整備に関する意見書の提出について
- 日程第 43 発議案第 12 号 大山山麓地区国営造成施設の維持管理等に関する意見書の提出について
- 日程第 44 発議案第 13 号 食料自給率向上、地域農畜産業の確立、稲作、酪農、畜産危機に関する意見書の提出について
- 日程第 45 発議案第 14 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第 46 発議案第 15 号 2009 年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める意見書の提出について
- 日程第 47 発議案第 16 号 安心した介護をめざすための介護報酬改定等の意見書採択を求める意見書の提出について
- 日程第 48 議員派遣について
- 日程第 49 閉会中の継続審査について（経済建設常任委員会：陳情第 13 号）
- 日程第 50 閉会中の継続審査について（経済建設常任委員会：陳情第 19 号）

- 日程第 51 閉会中の継続審査について（総務常任委員会：陳情第 2 1 号）
 日程第 52 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
 日程第 53 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
 日程第 54 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
 日程第 55 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）
 日程第 56 諸般の報告

出席議員（20名）

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美智恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美保子
9 番 秋 田 美喜雄	10 番 尾 古 博 文
11 番 諸 遊 穰 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聰
16 番 椎 木 学	17 番 野 口 俊 明
18 番 沢 田 正 己	19 番 荒 松 廣 志
20 番 西 山 富三郎	21 番 鹿 島 功

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照 書記 …………… 柏 尾 正 樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山 口 隆 之	副町長…………… 田 中 祥 二
教育長 …………… 山 田 晋	代表監査委員…………… 椎 木 喜 久 男
総務課長 …………… 田 中 豊	企画情報課長 …………… 野 間 一 成
住民生活課長…………… 小 西 廣 子	税務課長 …………… 中 田 豊 三
建設課長 …………… 押 村 彰 文	農林水産課長 …………… 池 本 義 親
水道課長 …………… 船 田 晴 夫	福祉保健課長 …………… 戸 野 隆 弘
人権推進課長 …………… 近 藤 照 秋	観光商工課長 …………… 小 谷 正 寿
大山振興課長 …………… 福 留 弘 明	診療所事務局長…………… 斎 藤 淳
地籍調査課長…………… 種 田 順 治	教育次長…………… 狩 野 実
社会教育課長 …………… 小 西 正 記	学校教育課長…………… 西 田 恵 子
幼児教育課長 …………… 高 木 佐奈江	農業委員会事務局長…高 見 晴 美

午前 9 時 3 0 分 開会

開議宣告

○議長（鹿島 功君） 皆さんおはようございます。9月定例議会9日から始まりましたが、本日がいよいよ最後となりました。本日は討論採決ということでございますので、皆さん方の慎重審議よろしくお願ひしたいと思います。

ただいまの出席議員は20人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案第107号から日程第20 議案第126号

○議長（鹿島 功君） 日程第1、議案第107号 平成19年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第20、議案第126号 平成19年度大山町索道事業会計決算の認定についてまで20件を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。決算審査特別委員長 荒松廣志君。

○決算審査特別委員長（荒松廣志君） 議長。おはようございます。決算審査特別委員会の審査報告をいたします。報告書を配布してもらっていますので、ごらんいただきたいと思ひます。

読み上げて報告に代えさせていただきます。決算審査特別委員会審査報告書、平成20年9月26日、大山町議会議長 鹿島 功様。決算審査特別委員長 荒松廣志。平成20年9月10日、平成20年第9回大山町議会定例会において、設置された議員全員による決算審査特別委員会に付託された、平成19年度一般会計及び各特別会計並びに企業会計の決算認定議案について審査したので、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告いたします。

1番、事件名は、議案第107号 平成19年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第126号 平成19年度大山町索道事業会計決算の認定についてまで、計20議案であります。

2番目、事件の内容は、決算審査であります。

3番目、審査の経過ですが、付託を受けた20議案について分科会方式により、平成20年9月11日、12日、16日、17日、19日の5日間審査を行いました。各会計の疑問点について、各担当課長に質問し説明を受けております。24日には全体審査を行い、各分科会の長からそれぞれの分科会の審査報告を受け、質疑・答弁を行ったのち、全体の審査のまとめを行いました。

4番目、審査の結果でございますが、付帯意見を付けて全議案について認定すべきものと決定いたしました。

5番目、付帯意見でございますが、1. 国の財政状況の悪化や三位一体の改革の推

進に伴う地方交付税制度の見直し等の影響により、地方財政は著しく疲弊し、また社会経済の低迷により町税等の自主財源の確保も困難のなか、大山町においては、行財政改革の着実な実施と堅実な財政運営により、近年になく安定した財政運営が行われていることを高く評価いたしたいと思います。今後においても、「入りを量りて出づるを制す」の方針の下、町民の信託に応え、健全で安定的な財政の維持に努められたい。

2. 19年度決算において、町民税・固定資産税・国民健康保険税等の町税、住宅使用料、保育料、学校給食費、住宅新築資金等貸付金、介護保険料、上・下水道使用料など6億2,000万円余りの未収金がある。法的措置や県・市町村間の税務職員相互併任制度の活用等、未収金の解消に向けた取組みは評価するが、行政の喫緊の課題であり、さらなる未収金対策の充実、強化に努められたい。

3. 町内には、4つの国民健康保険直営診療所がある。地域医療の活動拠点として、これらの診療所を有効に活用し、健康づくり・介護予防等に取り組み、医療費の抑制や「元気で明るく住みよい福祉のまち」の具現化に努められたい。

4. 旧大山地区の簡易水道事業のうち、種原、前、赤松の3地区簡易水道については町水道への移管に概ね合意されたが、残る佐摩、豊房の2地区の簡易水道について、早期に町水道へ移管がなされるように協議を進められたい。

5. 地籍調査事業において、現行の職員体制と予算規模で事業を継続実施した場合、完了までにおよそ30年を要するとの報告を受けている。事業の趣旨、均衡等を勘案のうえ、事業の早期完了に向けて、職員体制と予算の補強に努められたい。以上であります。

○議長（鹿島 功君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから議案第107号 平成19年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第107号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第107号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第108号 平成19年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第108号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第108号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第109号 平成19年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第109号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第109号は認定することに決定しました

○議長（鹿島 功君） これから議案第110号 平成19年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第110号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第110号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第111号 平成19年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第111号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第111号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第112号 平成19年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第112号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第112号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第113号 平成19年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第113号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第113号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第114号 平成19年度大山町国民健康保険

特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第114号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第114号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第115号 平成19年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第115号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第115号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第116号 平成19年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第116号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第116号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第117号 平成19年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第117号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第117号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第118号 平成19年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第118号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第118号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第119号 平成19年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第119号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第119号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第120号 平成19年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第120号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第120号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第121号 平成19年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第121号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第121号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第122号 平成19年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第122号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第122号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第123号 平成19年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第123号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第123号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第124号 平成19年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第124号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第124号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第125号 平成19年度大山町水道事業会計決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第125号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第125号は、認定することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第126号 平成19年度大山町索道事業会計決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第126号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第126号は、認定するこ

とに決定しました。

日程第 2 1 議案第 1 0 6 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 2 1、議案第 1 0 6 号 大山町巡回バスの運行に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 1 0 6 号を採決します。

本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 1 0 6 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 2 議案第 1 3 6 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 2 2、議案第 1 3 6 号 大山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 1 3 6 号を採決します。

本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 1 3 6 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 3 議案第 1 3 7 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 2 3、議案第 1 3 7 号 御来屋漁港区域内における公有水面の埋立についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 1 3 7 号を採決します。

本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 1 3 7 号は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第138号

○議長（鹿島 功君） 日程第24、議案第138号 大山町御来屋漁港水産物直販所条例の制定についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程をいただきました議案第138号 大山町御来屋漁港水産物直販所条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山町御来屋漁港水産物直販所が10月30日に工事が完成する予定となっています。それに伴いまして地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、大山町御来屋漁港水産物直販所の設置及び管理に関する事項について定めるものであります。以上で、議案第138号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第138号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第138号は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第139号

○議長（鹿島 功君） 日程第25、議案第139号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程いただきました議案第139号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由のご説明をいたします。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

選任をいたしますのは、大山町高田149番地 近岡一幸さんであります。

本年5月13日から3年間の任期でお願いをいたしておりました小竹の二ノ宮守政さんが一身上の都合により辞退したいとのことから後任にお願いするものであります。

近岡さんは、昭和55年から建築設計事務所に勤務をされ、昭和62年からは所長として、設計事務所の経営を切り盛りされております。

人格・見識とも適任と考えますので、選任にご同意を賜りますようお願い申し上げます。

す。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案 139 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 139 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 26 発議案第 9 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 26、発議案第 9 号 大山町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 議会運営委員長 荒松廣志君。

○議会運営委員長（荒松廣志君） 議長。ただいま議題となりました発議案第 9 号 大山町議会会議規則の一部を改正する規則について提案理由のご説明をいたします。

地方自治法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 69 号）が平成 20 年 6 月 11 日に成立し、9 月 1 日から施行されました。

今回の法改正において、地方公共団体の議会活動の実態を踏まえ、議会活動の範囲の明確化が図られるとともに、正規な議会活動として、議案の審査または議会の運営に関し協議・調整を行うための場の設置が認められるようになりました。

については、現在議会運営の充実を図る目的で設置されています「全員協議会」を会議規則で定めることにより、正規の議会活動の場といたしたく、大山町議会会議規則の一部改正を提案するものであります。以上で、発議案第 9 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから発議案第 9 号 大山町議会会議規則の一部を改正する規則について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第27 発議案第10号

○議長（鹿島 功君） 日程第27、発議案第10号 大山町議会全員協議会規程の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 議会運営委員長 荒松廣志君。

○議会運営委員長（荒松廣志君） 議長。ただいま議題となりました発議案第10号 大山町議会全員協議会規程の制定について提案理由のご説明をいたします。

発議案第9号でもご説明いたしましたとおり、地方自治法の一部改正により、議会の運営に関し協議・調整を行う場として、現在活用されています「全員協議会」が、会議規則で定めることにより、正規の議会活動として認知されることとなりました。

つきましては、議会会議規則の一部を改正いたしますとともに、規則第119条第3項の規定により、全員協議会の運営、その他必要事項を定めるため、大山町議会全員協議会規程の制定を行うものであります。以上で、発議案第10号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから発議案第10号 大山町議会全員協議会規程の制定について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第28 請願第1号～日程第30 陳情第16号

○議長（鹿島 功君） 日程第28、請願第1号 豊房地区の環境整備に関する請願から、日程第30、陳情第16号 食料自給率向上、地域農畜産業の確立、稲作、酪農、畜産危機に関する陳情についてまで計3件を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。経済建設常任委員長 足立敏雄君。

○経済建設常任委員長（足立敏雄君） はい議長。ただいま議題となりました請願第1号 豊房地区の環境整備に関する請願についての1件と陳情第15号 大山山麓地区国営造成施設の管理に関する意見書の提出についての陳情から続く陳情第16号 食料自給率向上、地域農畜産物業の確立、稲作、酪農、畜産危機に関する陳情についてまで計2件の陳情について、経済建設常任委員会の審査結果の報告をいたします。請願1件、陳情2件…。

○議長（鹿島 功君） 続けてください。

○経済建設常任委員長（足立敏雄君） はい、審査年月日は、平成20年9月12日と16日、2日間にわたって審査いたしました。審査した人員は委員会全委員7名でやっております。

それでは最初に請願第1号、まず請願第1号は、豊房地区の環境整備に関する請願であります。旧大山町時代から陳情として提出され、採択されてきたものがほとんどであります。地元の窮状は理解できるので、請願の主旨は妥当であり、採択に決しました。

続いて陳情第15号、陳情第15号は大山山麓地区国営造成施設の管理に関する意見書の提出についての陳情であります。地方への財源委譲が不透明な中、高額な維持管理費を必要とする国営施設は、当面、国の責任で維持管理すべきであり、採択に決しました。

続いて陳情第16号 食料自給率向上、地域農畜産業の確立、稲作、酪農、畜産危機に関する陳情であります。昨今食料問題は大変な問題ということで、いつものようにマスコミに取り上げられています。安全・安心・安定した食料生産体制の整備が急務となっており、陳情趣旨は妥当であり、採択に決しました。以上で、審査結果の報告を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから請願第1号 豊房地区の環境整備に関する請願の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから請願第1

号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第15号 大山山麓地区国営造成施設の管理に関する意見書の提出についての陳情の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第15号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第15号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第16号 食料自給率向上、地域農畜産業の確立、稲作、酪農、畜産危機に関する陳情の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第16号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第16号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 3 1 陳情第 1 7 号～日程第 3 2 陳情第 2 7 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 3 1、陳情第 1 7 号 地方財政の充実・強化を求める陳情から日程第 3 2、陳情第 2 7 号 島根原子力発電所の停止措置及び原子力に依存しないエネルギー政策の転換を求める陳情についてまで計 2 件を一括議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務常任委員長、椎木学君。

○総務常任委員長（椎木 学君） はい。ただいま議題となりました陳情 1 7 号 地方財政の充実・強化を求める陳情及び陳情第 2 7 号 島根原子力発電所の停止措置及び原子力に依存しないエネルギー政策の転換を求める陳情についての計 2 件の陳情について総務常任委員会の審査結果を報告いたします。

審査年月日は、平成 2 0 年 9 月 1 6 日、審査人数は全員の 6 名であります。

まず陳情第 1 7 号は、地方財政の充実・強化を求める陳情であります。三位一体の改革の後遺症による地方財政の圧迫、拡がる地域間格差は、自治体の財政硬直化を招いている。住民の行政需要が増大するなか、公共サービスの削減は許されない。本年度、都市部の税収を活用し創設された「地方再生対策費」は、格差是正財源として不十分である。この陳情は、さらなる地方財政の充実・強化を求めているものであり、全会一致で採択と決すべきと決しました。

次に、陳情第 2 7 号は、島根原子力発電所の停止措置及び原子力に依存しないエネルギー政策の転換を求める陳情であります。島根原発の停止と日本のエネルギー政策の転換を求めるものであります。島根原発の東方 3 0 km に位置するわたしたちにとって安全の確保は極めて重要であります。

しかし、日本は少資源国である。代替エネルギーが見つからない現在、原子力エネルギーに頼らざるを得ない状況にあります。全会一致で趣旨採択とすべきと決しました。以上で、総務常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから陳情第 1 7 号 地方財政の充実・強化を求める陳情について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第 1 7 号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第 1 7 号は、委員長の報告の

とおりに採択することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第27号 島根原子力発電所の停止措置及び原子力に依存しないエネルギー政策の転換を求める陳情について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第27号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第27号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

日程第33 陳情第8号 ～ 日程第41 陳情第26号

○議長（鹿島 功君） 日程第33、陳情第8号 後期高齢者医療制度の廃止に関する陳情から、日程第41、陳情第26号 貴自治体における平和教育の推進を求める陳情まで、計9件を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長 秋田美喜雄君。

○教育民生常任委員長（秋田美喜雄君） ただいま議題となりました陳情第8号 後期高齢者医療制度の廃止に関する陳情から、陳情第26号 貴自治体における平和教育の推進を求める陳情についてまで計9件の陳情について、教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成20年9月18日、審査人員は全員の7名です。

まず陳情第8号は、後期高齢者医療制度の廃止に関する陳情であります。この制度は、国民皆保険制度を将来にわたり維持するためとして、4月にスタートしており、運用の見直しも図られています。全会一致で不採択と決しました。

次に陳情第11号は、高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情であります。所得の低い方への軽減対策や、保険料徴収方法の見直しがなされており、全会一致で不採択としました。

次に陳情第18号は、地域医療を守るための財源確保と人材確保に向けた支援を求める陳情であります。全国民が安心して信頼できる医療を地域で受けられるための政策

及び財政措置は必要であるが、急速な少子高齢化の中で、国において医療保険財政はひっ迫しており、多数決により趣旨採択としました。

次に陳情第20号は、2009年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情であります。子どもたちに豊かな教育を保障することは社会の基盤作りにとっても重要な課題である。教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算の拡充は必要であり、全会一致で採択と決しました。

次に陳情第22号は、後期高齢者医療制度の廃止の意見書採択を求める陳情ですが、6月に与党プロジェクトチームが立ち上げられ新たな保険料の軽減措置、政令改正等が行われており、全会一致で不採択と決しました。

次に陳情第23号は、安心した介護をめざすための介護報酬改定等の意見書採択を求める陳情ですが、住民の介護を保障していくうえでも、介護従事労働者の労働環境を抜本的に改善し、人材確保を進めていくことは重要な課題である。全会一致で採択と決しました。

次に陳情第24号は、小学校入学前の子どもを対象とする国の乳幼児医療費無料制度創設を求める陳情ですが、少子化社会対策においては「経済的支援」が重要であり、多くの子育て世帯が望むところである。乳幼児無料制度の創設を求める陳情の趣旨は理解できるが、大山町においては、独自の助成制度も設けており全会一致で趣旨採択と決しました。

次に陳情第25号は、国保国庫負担金減額調整を廃止するよう求める陳情ですが、陳情では、患者が窓口で一部負担金を支払う償還払い方式から現物給付方式の改善が求められているが、鳥取県においては、すでにその助成制度の趣旨を理解し、その方式を採用しており、全会一致で趣旨採択と決しました。

次に陳情第26号は、貴自治体における平和教育の推進を求める陳情ですが、平和教育の推進は、我が国にとって重要な課題であり、平和を求める教育を続けることは、我々の使命でもあります。その陳情の趣旨は理解しますが、教科書検定問題については、これからの十分な議論が待たれるところであり、全会一致で趣旨採択と決しました。

以上で、教育民生常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

-----・-----
○議長（鹿島 功君） これから陳情第8号 後期高齢者医療制度の廃止に関する陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第8号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立少数です。したがって、陳情第8号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第11号 高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第11号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立少数です。したがって、陳情第11号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第18号 地域医療を守るための財源確保と人材確保に向けた支援を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第18号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第18号は、委員長の報告の

とおり趣旨採択することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第20号 2009年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第20号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第20号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第22号 後期高齢者医療制度の廃止の意見書採択を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第22号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立少数です。したがって、陳情第22号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第23号 安心した介護をめざすための介護報酬改定等の意見書採択を求める陳情について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第23号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第23号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第24号 小学校入学前の子どもを対象とする国の乳幼児医療費無料制度創設を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（2番 西尾寿博君） 議長、2番。

○議長（鹿島 功君） 2番、西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） 私これを見ます読みますにですね、どうみても採択でも良かったのかなというふうに思います。大山町でも独自の助成制度を強化しておりますが、これ県もやっております、国も特別にですね、少子化対策をやるという大臣もおいています。その中で、陳情をみますに、何が採択にならなかったのかという、どんな意見があったのかちょっとお聞きしたいと思います。これ趣旨採択ですから、採択にしなくて趣旨にしたという、この理由をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（秋田美喜雄君） ただいまご意見がありました。何故採択にできなかったか、ということですが、わたしどもの委員会でいろいろ審議をした結果、何を基本に趣旨にしたかというご意見でございましたけれど、考え方はいろいろ、まあそれぞれ人それぞれであろうと思いますけど、答弁になりませんかもしらんけど、わたしどもの委員会としては趣旨でいくということを決しましたのでよろしくお願います。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第24号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決

定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第24号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第25号 国保国庫負担金減額調整を廃止するよう求める陳情について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第25号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第25号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第26号 貴自治体における平和教育の推進を求める陳情について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第26号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第26号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分からしたいと思います。

午前10時27分 休憩

午前 10 時 40 分 再開

日程第 4 2 発議案第 1 1 号～日程第 4 4 発議案第 1 3 号

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。

日程第 4 2、発議案第 1 1 号 豊房地区の環境整備に関する請願書の提出についてから、日程第 4 4、発議案第 1 3 号 食料自給率向上、地域農畜産業の確立、稲作、酪農、畜産危機に関する意見書の提出についてまで、計 3 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 経済建設常任委員長 足立敏雄君。

○経済建設常任委員長（足立敏雄君） はい、議長。まず発議案第 1 1 号 豊房地区の環境整備に関する請願書の提出について、提案理由のご説明をいたします。

発議案第 1 1 号は経済建設常任委員会で、請願第 1 号を審査した結果、採択すべきものと決しましたので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読させていただいて提案理由の説明とさせていただきます。

豊房地区の環境整備に関する意見書、次のとおり豊房地区の環境整備の早急な実施を管理者の県に対して強く要請いたします。

1. 県道大山佐摩線前橋の改修整備について、県道大山佐摩線の阿弥陀川にかかる前橋は、軽自動車しかすれ違いができず、橋の手前で待機しなければならないほど幅員が狭い状態であります。以前、橋を歩行中の子どもが自動車にひき逃げされるなど、住民の不安は大きく、一日も早い改修が必要であります。用地の確保について法的な処置も検討されたい。

2. 別所部落向林谷の治山事業について、別所部落の住宅の裏山は大雨のたびに崩壊が続いており、非常に危険な状態にあります。これまでも 20 年も前から工事が実施されておりますが、残った部分の一日も早い整備が必要であります。

3. 県道大山佐摩線の別所地内の急カーブの線形改良について、この県道は、部落の手前で直角に曲がっており、南側から下ってきた自動車が民家に突っ込む事故が起きるなど早急な整備が必要であります。

4. 粟ヶ谷の作業道の整備、除草作業について、治山事業で整備された粟ヶ谷の作業道について、地元住民の森林整備作業に支障ないよう、除草作業等適切な維持管理が必要であります。

5. 県道（豊房桜並木）両側での狩猟の禁止について、猟銃をケースに入れずにそのまま道路際を歩行、横断する狩猟者が見受けられます。狩猟マナーの徹底とあわせ、注意看板の設置等が必要であります。

以上、1～3については、昨年度も要請しておりますが、県におかれては整備を早急に実施され、住民の安心・安全を確保されるよう、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。平成 20 年 9 月 26 日、鳥取県大山町議会、鳥取県知事宛。以上が発議第 1 1 号であります。

続きまして、発議案第12号は経済建設常任委員会で陳情第15号を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、発議の意見書を朗読によって、提案理由の説明といたします。

大山山麓地区国営造成施設の維持管理等に関する意見書、農業・農村を取り巻く環境は非常に厳しい状況の中、国民に安全で安心な食料を安定的に供給し、また国土保全等の多面的機能を有し、地域社会の発展や生活の向上に大きく寄与しており、今後もこれらの機能を維持していくことが重要である。

大山山麓地区では、国営農地開発事業により385haを造成し、既存の農地(既畑)1,643haと併せ、広大な農地へ安定した農業用水を供給し、農地の高度利用、高品質な農産物の生産を図るため、下蚊屋ダム、幹線用水路、支線用水路の基幹的な農業水利施設が造成されている。

現在、この水利施設の維持管理は、関係する土地改良区が設立した大山山麓地区土地改良区連合により、国の補助事業である基幹水利施設管理事業並びに国営造成施設管理体制整備促進事業を実施し、国の指導、支援を得ながら適切に維持管理を行っているところである。

今後は、造成施設の各機器の更新時期を迎え高度な技術支援が必要となり、また高額な機器の更新等により維持管理費は高騰していくものと予測される中、基幹水利施設管理事業・国営造成施設管理体制整備促進事業の継続など国の支援は必要不可欠である。

しかしながら、現在国において地方分権改革推進委員会を設置し、地方への権限委譲や税源移譲、国の地方機関の廃止などの提言がされており、基幹的農業水利施設の維持管理に大きな支障が生じることを強く懸念するものである。

大山山麓地区の更なる発展のためにも基幹的農業水利施設の維持管理が安定的に行われるよう下記事項について強く要望する。

記、1. 国営事業で造成された基幹的農業水利施設の維持管理については、関係事業を継続し将来にわたり国が指導、支援すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年9月26日。鳥取県大山町議会。宛名は下記に挙げてあるあて先です。以上です。

失礼しました。続きまして発議案第13号 食料自給率向上、地域農畜産業の確立、稲作、酪農、畜産危機に関する意見書の提出について提案理由のご説明をいたします。

これも意見書を朗読させていただいて、提案理由に変えさせていただきます。

食料自給率向上、地域農畜産業の確立、稲作、酪農、畜産危機に関する意見書。

1. 趣旨、21世紀は、“食の戦争”の世紀となってしまいました。食料余剰から食料争奪・食料高騰へわずか数年で激変、今、農畜産業と食料が危機に瀕しています。

世界で何が起きているのか、ガソリン等の投機的な高値、アメリカ・ブラジル等での

トウモロコシ等のバイオ燃料化、アルゼンチン等世界に広がる穀物輸出規制、オーストラリアの大干魃等世界的異常気象、中国・インド等の穀物・食料輸入急増、小麦3.3倍、トウモロコシ・大豆2.5倍等穀物価格暴騰・・・

その結果、日本国内では昨年来、食パン・みそ等食品値上げが相次いでいます。

一方、国内農畜産業は、飼料・肥料のアメリカ等外国依存で価格暴騰、消費減退と生産調整・輸入飼料高騰と諸経費値上げで酪農・畜産農家の経営破綻と廃業続出、後継者なき高齢化と減反・転作・過疎化で耕作放棄地が急増、中小農家切り捨て・コメ価格下落で作れば作るほど赤字経営、呼べど叫べど集まらぬ農民・笛吹けど作れぬ担い手・集落営農・・・

安全・安心・安定した食料生産・食料供給を日本の生産者・消費者は求めています。

2. 下記事項について強く要請します。

1. 基本農政について、食料自給率向上政策への転換、地域農畜産業確立政策を明確にすること。

2. 水田・米対策について、①水田経営所得安定対策の対象品目について、飼料米、飼料稲（WCS）、その他粗飼料を追加すること。②収入減少補填の基準となる都道府県別の標準的収入を基準にする制度ではなく、生産費を基準とした不足払い制度もしくは生産費所得補償制度による収入確保の制度とすること。③コメ価格の下落防止・安定化対策のための備蓄制度確立すること。

3. 酪農畜産対策について、①生産者乳価再値上げすること、また抜本的には、飲用向けを含めた牛乳の不足払い制度の新設等生産費補償制度を確立すること。②産地づくり交付金・耕畜連携交付金の上乗せ、設備器具への上乗せ支援、コントラクターの育成支援など、飼料稲等自給飼料の増産支援策を講ずること。③飼料高騰及び燃料、資材高騰対策としての補填等、抜本的な負担軽減対策を講ずること。④利子減免助成対策、無利子運転資金対策、元金優先充当対策等、経営継続のための金融支援対策を講ずること。

4. 集落営農・農村対策について、①多様な集落営農の確保とそのための支援対策を強化すること。②中山間地域直接払い制度の継続、山林保全事業の拡充、条件不利地域保全事業の拡充、農山村営農基盤環境改善事業（有機農業、エコ農業、堆肥づくり推進、循環型農業）を拡充すること。③農地・水・環境保全補助事業制度について、水路管理から、水田自体の環境対策としての環境直接支払い（2万円／反）へと拡充すること、また手続きを簡素化すること。④中山間地域の生活環境確保と、水田・林間放牧、飼料作物の栽培など、地域の実態に適した耕作放棄地対策を講ずること。

5. 地産地消・食農教育について、①コメ、野菜、牛乳、卵、肉類等地元農畜産物を公共施設（学校・病院・老人施設等）、こういう施設では優先利用すること。②コメ粉製造・消費の普及、農畜産物加工事業等に対する地産地消支援を拡充すること。③食

生活の乱れ対策として地産地消による各種給食（保育幼稚園・小中学校・高校・大学等）の拡充と、農業体験を含めた食農教育を強化すること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。平成20年9月26日、鳥取県大山町議会。
あて先は下記のとおりであります。

○議長（鹿島 功君） これから発議案第11号 豊房地区の環境整備に関する請願書の提出についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから発議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鹿島 功君） 次に、発議案第12号 大山山麓地区国営造成施設の維持管理等に関する意見書の提出についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから発議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鹿島 功君） 次に、発議案第13号 食料自給率向上、地域農畜産業の確立、稲作、酪農、畜産危機に関する意見書の提出についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから発議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第45 発議案第14号

○議長（鹿島 功君） 日程第45、発議案第14号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

提出者 総務常任委員長 椎木 学君。

○総務常任委員長（椎木 学君） はい、議長。ただいま議題となりました発議案第14号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、発議案第14号は、総務常任委員会で陳情第17号を審査した結果、採択すべきものと決し、先ほどの本会議でも採択となりましたので意見書の提出を発議するものであります。それでは、意見書を朗読いたします。

地方財政の充実・強化を求める意見書、地方分権の推進、少子・高齢化の進行、産業・雇用対策、地球規模や地域レベルの環境保全需要、災害・事故に対する安全対策など、地域の行政需要が増大しており、地方自治体が果たす役割はますます重要になっていきます。

一方、2008年度に創設された地方法人事業税の国税化と都市部の税収を活用した「地方再生対策費」は、格差是正策としては不十分であります。

さらに、過去の景気対策と地方交付税の大幅圧縮により、自治体財政硬直化を招いた国の財政責任は極めて重いにもかかわらず、自治体財政健全化法のもとで地域・自治体に財政責任を押し付け、医療、福祉、環境、ライフラインなど住民生活に直結する公共サービスを削減することは容認できません。

このため、2009年度予算は深刻化する地域間格差の是正と公共サービスの充実にむけ、地方税の充実強化や、国が果たす財源保障に必要な財源を確保することが重要です。

住民に身近なところで政策や税金の使途を決定し、地方分権の理念に沿った自治体運営を行うことができるよう、地方財政の充実・強化をめざし、政府に対し次の通り求

めます。

記、1 医療、福祉、環境、ライフラインなど地域の公共サービス水準の確保と地方分権推進にむけて、国・地方の税収配分 5 : 5 を実現する税源移譲、地方交付税機能の強化により地方財源の充実強化をはかること。

2. 自治体間の財政力格差は、地方間の財政調整及び地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化により是正をはかること。

3. 地方自治体の意見を十分に踏まえた対処を行うこと。以上、地方自治法第 99 条及び地方交付税法第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づき、意見書を提出します。

平成 20 年 9 月 26 日鳥取県大山町議会、あて先は内閣総理大臣・内閣官房長官・総務大臣・財務大臣・経済産業大臣・経済財政政策担当大臣であります。以上で、発議案第 14 号の提案理由の説明を終わります。

----- . ----- . -----
○議長（鹿島 功君） これから発議案第 14 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから発議案第 14 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----
日程第 46 発議案第 15 号～日程第 47 発議案第 16 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 46、発議案第 15 号 2009 年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める意見書の提出についてから、日程第 47 発議案第 16 号 安心した介護をめざすための介護報酬改定等の意見書採択を求める意見書の提出についてまで計 2 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

提出者 教育民生常任委員長 秋田美喜雄君。

○教育民生常任委員長（秋田美喜雄君） はい、議長。発議案第 15 号 2009 年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める意見書の提出についての提案理由のご説明をいたします。

発議案第 15 号は、教育民生常任委員会で、陳情第 20 号を審査した結果、採択すべ

きものと決しましたので、意見書の提出を発議するものであります。意見書を朗読して提案説明にかえます。

2009年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める意見書、子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことです。

しかしながら、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっています。また、地方財政が逼迫している中、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がってきています。

一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化がすすんでおり、家計の所得の違いが教育格差につながってきています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。

また、文科省による「教職員の勤務実態調査」で現れた極めて厳しい勤務実態は、定数改善が進まない中、現場教職員のサービス残業によって現在の教育水準が維持されていることを物語っています。全学年における30人以下学級の実施や各種教育課題に対応するための教職員配置が喫緊の課題となっています。

よって政府におかれては、下記の事項について実現されるよう強く要望します。

陳情事項、1. 「子どもと向き合う時間の確保」をはかり、少人数教育等きめ細かい教育実現のために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。

2. 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め、国庫負担制度を堅持すること。

3. 学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

4. 教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。あわせて、増大している超過勤務の実態を踏まえ定数増や適切な給与措置を行なうための財源確保に努めること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成20年9月26日、鳥取県大山町議会、あて先は財務大臣、文部科学大臣、総務大臣でございます。

続きまして、発議案第16号 安心した介護をめざすための介護報酬改定等の意見書採択を求める意見書の提出について提案理由のご説明をいたします。

発議案第16号は、教育民生常任委員会で陳情第23号を審査した結果、採択すべきものと決しましたので、意見書の提出をするものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

安心した介護をめざすための介護報酬改定等の意見書採択を求める意見書、「安心し

て老後をおくりたい」という住民の願いを実現する上で、介護サービスの安定的な提供と充実は不可欠な課題である。しかし、一部の営利事業所が介護労働者に低賃金、不安定な労働条件を強い住民の安全・安心を脅かしている。

総じて介護の担い手である介護従事労働者は、極めて低賃金・長時間労働を余儀なくされており、劣悪な労働環境を要因として離職率が増加し、都市部における人材不足も深刻化している。このため、住民の介護を保障していくうえでも介護従事労働者の労働環境を抜本的に改善し、人材確保を進めていくことが住民の願いを実現する上で重要な課題となっている。

介護労働者の労働諸条件に大きな影響を有する介護報酬の改定が2009年4月に予定されており、国において関連する審議が進められているが、現時点では、人材確保の基本を介護従事労働者の抜本的な処遇改善が強く求められている。また、介護をめぐっては、不透明な認定制度やさまざまなサービスの利用制限による「介護の取り上げ」が利用者に生活困難をもたらし、重い利用料負担がサービス利用の取り止めや減らさざるを得ない事態を生むなど多くの問題点が指摘されており、介護に対する住民の切実な願いを踏まえた制度改善が必要である。

安心した介護をめざすために介護労働者の処遇の改善を図り、介護の人材を確保するために、介護報酬を引き上げ、介護保険に対する国の負担を大幅に増やし、安心して介護を受けられるよう保険料や利用料を引き下げ、サービス利用制限を取り止め、必要なサービスを保障するために、下記の項目のとおり地方自治法第99条に基づき意見書を提出するものである。

要請項目、1. 介護労働者の処遇の改善を図り、介護の人材を確保すること。

1. 介護報酬を引き上げること。介護保険に対する国の負担を大幅に増やし、保険料や利用料を引き下げること。

1. 利用者のサービス利用制限を取り止め、必要なサービスを保障すること。平成20年9月26日、鳥取県大山町議会、送付先は内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆参両議院議長でございます。以上で終わります。

○議長（鹿島 功君） これから発議案第15号 2009年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める意見書の提出についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから発議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第15号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鹿島 功君） 次に、発議案第16号 安心した介護をめざすための介護報酬改定等の意見書採択を求める意見書の提出についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから発議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第16号は、原案のとおり可決されました。

日程第48 議員派遣について

○議長（鹿島 功君） 日程第48、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第119条の規定により、お手元にお配りしましたとおり、10月31日に北栄町で開催されます鳥取県町村議会議員研修会と11月21日に湯梨浜町で開催されます鳥取県町村議会常任委員長・議会運営委員長研修会にそれぞれ議員の派遣をしたいと思っております。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第49 経済建設常任委員会の閉会中の継続審査について～

日程第50 経済建設常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（鹿島 功君） 日程第49及び日程第50、計2件の経済建設常任委員会の閉会中の継続審査についてを一括議題とします。

経済建設常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しています

申し出書のとおり、陳情第13号 農地転用等に関する国の権限・関与の維持に関する要請及び陳情第19号 町有林の整備、管理についての要望の計2件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、陳情第13号 農地転用等に関する国の権限・関与の維持に関する要請について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、陳情第13号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ここで小原力三君から退席の申し出がありますので、許可いたします。

（小原議員 退席）

○議長（鹿島 功君） 続きまして、陳情第19号 町有林の整備、管理についての要望についてお諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、陳情第19号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。小原力三君は、自席にお帰りください。

（小原議員 着席）

日程第51 総務常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（鹿島 功君） 日程第51、総務常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しています申し出書のとおり、陳情第21号 2200億円の社会保障抑制をやめ消費税引き上げに反対する意見書の採択を求める陳情について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、陳情第21号 2200億円の社会保障抑制をやめ消費税引き上げに反対する意見書の採択を求める陳情について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、陳情第21号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第52 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第52、総務常任委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

総務常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） ご異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第53 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第53、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

教育民生常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） ご異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第54 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第54、経済建設常任委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

経済建設常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました

日程第55 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第55、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配布の申出書のとおり、臨時会を含む次の議会の運営を円滑かつ効率的に行なうために、閉会中において議会運営に関する事項を継続調査したい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第56 諸般の報告

○議長（鹿島 功君） 日程第56、諸般の報告を行います。新聞報道等ですすでにご存じのとおり、8月初旬から大山町議会議員の農地法違反の件について、農業委員のみなさんや町民のみなさんに、大変ご迷惑とご心配をおかけいたしております。議会といたしましても、今回の事件を契機に、再発の防止や議員倫理の向上に向けて、より一層努力してまいる所存であります。これまでの経過、取組みの状況について、議会運営委員長から報告の申し出がございましたのでこれを許します。議会運営委員長 荒松廣志君。

○議会運営委員長（荒松廣志君） 議長。それではただいま議長の方から話がありました、大山町議会議員の農地法違反の件について議会運営委員会が審議した経過を日を追って説明いたします。

まず8月4日、平成19年度決算審査の際に、農業委員会事務局長が、大山町議会議員が農地の無断転用を行っており、農業委員会では大きな問題となっていることを監査委員に報告。8月6日、議会運営委員会を開催し、秋田議員、岩井議員が、7月30日に農業委員会委員として、現地調査をされた結果及び農業委員会の指導の経緯、反応等について報告を受けております。1. 農地法違反は、農業委員会で判断していただく課題である。2. 議会は、議会議員としてのモラル、倫理について議論すべきである等について確認をいたしました。

8月8日、これまでの経過を踏まえて、議長・副議長・議会運営委員長・秋田議員・金平農業委員長が中山支所において非公式に会談し、これまでの経過、事務の進捗状況、今後の対応について協議をいたしております。

8月25日、議会運営委員会を開催し、農業委員長及び農業委員会事務局長に会議への出席を求め、その中で論議されたことは、議会運営委員会としてこれまでの経過、事務の進捗、農業委員会のこの問題に対する対処方針等を伺っております。その中で、1. として農業委員会としての最終結論は9月8日開催の農業委員会での議論を踏まえ決定するということでした。2番目に事務手続については、以前から行政指

導を行ってきておるが、まだ完了していないということでした。3点目、農業委員会としては、原則、きちんと申請してくださいというのが委員会としての考えである。現実問題として申請がなされていないということになると、解決する道を模索しなければならないということでした。4点目、議会としてこの問題にどう決着をつけるかということ。個人の問題だとして、看過することはできない。

結論として、議会としての対応は、9月8日の農業委員会の結果をみて、最終判断するが、違反の事実を掌握したからには、それまで放置することはできないので、議長が当該議員に対して、早期の事務対応と議員としてのあり方について、厳重に注意することを決定しております。

次に、9月2日、議長が、農地法違反が指摘されている2人の議員を召喚し、事務処理の迅速化と選良としての議員の立場、使命について強く指導しております。

9月8日 議会運営委員会を開催し、本日の農業委員会の審議結果について、秋田議員、岩井議員から報告を受けております。その中で農業委員会は、2議員からの申請書類を正式に受理し、追認するという方針で決定された。追認であろうと農地として維持、復元できれば、それでよしとする農業委員会の考えであるということでした。

そして9月9日に、全員協議会の場で、議長が経過と今判明している事実、農業委員会の審議結果について、全議員に報告・説明するということを確認しております。

9月9日、9月議会定例議会の冒頭、議長が住民の皆さん、関係者の皆さんに今回の農地法違反の騒動により、大変ご迷惑とご心配おかけしたことについて議場で謝罪しております。

9月9日、議会全員協議会を開催。冒頭、諸遊議員、川島議員が、今回の農地法違反により、住民からの不信感を招いたことにより陳謝しております。諸遊議員、川島議員、除斥の後、議会としての信頼回復と議員倫理の確立に向けての取組みについて全員協議会で議論を行っております。その内容について述べます。

1、議会全体で、住民に与えた不信感を払拭しなければならない。2、農業委員会の判断には従わなければならないが、2人の議員が今後どう対処・行動されるのかが課題である。3つ目、議会の品格を著しく傷つけた今回の件は、個人の問題だとして看過することはできない。議会は毅然とした態度で臨み、議会の品位を保持しなければならない。4点目、大山町議会は、ここまできちっと対処したということ対外的に示すべきである。5点目、議会は農地法違反の個々を追及する権限はなく、皆が一緒になって再発防止に取り組むのが問題である。6点目、議員としてのモラルをどうするか、2人の法律違反に対して重い認識を持ってもらうことが必要である。7点目、どこかのセクションで、道筋の検討を時間をかけて行ってもらいたい。8点目、謝罪を受けたから、これでこらえるという問題ではない。農業委員会で追認をされたというものの、農地法に違反していたということは事実である。特別委員会を作ってや

るか、あるいは議会運営委員会がこれまでの経過を熟知しておるので、議会運営委員会で問責等の方法について、委任しては如何か。

以上のような議論を踏まえて、この問題について審議する場として、全員協議会、議会運営委員会の二者択一で採決をした結果、議会運営委員会で継続的に検討協議することが決定されました。また、今定例会中に中間報告ができるように審議の迅速化について確認をしております。

9月11日、議会運営委員会開催し9月9日の全員協議会の決定を受けて、議員のモラルの保持と、今回の2人の議員の対処方法について議論をいたしました。その中で1、本人の性格があるかも知れないが、反省の色があまり見えない。2点目、この問題を契機に、議員倫理条例の制定と2人の議員の公職の辞職を勧告してはどうか。

3点目、今、議会としてどのようなことができるのか。議会全体として反省の意を表するか、本人が本会議の場で、町民のみなさんに謝罪し公職を辞任するのか、懲罰委員会を設置するのか、議員倫理条例を制定するのか、というような問題について時間をかけて協議しております。4点目、公職の辞職を勧告してはどうか。議会は、やるべきことはやっているという意思表示を示すべきである。それを受諾するかどうかは、本人の考えであり、議員の姿勢態度は、町民に判断してもらえばいいということでございました。

このような議論を踏まえ、議長と議会運営委員長が2人の議員に対し公職の辞任を進言するとともに、早急に議会運営委員会で集中審議し、早い時期に中間報告を行うこと。議会だよりで議長が今回の件に関し、謝罪文を掲載することを決定しております。

次にその日でしたが、諸遊議員が、経済建設常任委員会副委員長の辞職願を、経済建設常任委員長に対し提出されております。同日、経済建設常任委員会で許可されております。

9月16日、議会運営委員会を開催。前回の議会運営委員会の開催以後の経過について報告しております。9月18日開催の全員協議会で、これまでの経過と結果を中間報告すること、今後の検討課題として、大山町議員倫理条例制定も視野にあることを確認しております。また併せて同日の開催の経済建設常任委員会で、農業委員長は、11月30日までに改善命令が履行されない場合、厳罰で処する考えがあることを明言されている旨の報告ありました。

9月21日、川島議員が、名和土地改良区理事長の辞職願を、同改良区に提出されております。同日、理事会は理事長職の辞任と、理事として留任することを承認しております。

9月24日、議会運営委員会を開催、川島議員が、名和土地改良区の理事長を辞任されたことの報告をいたしております。本日の、その日の全員協議会で、このことを議員に報告することを確認しております。さらに議会運営委員会は、この件に関して、

議会から付託を受けていることから、最終日に、本日は。本会議で議会運営委員長が議長に対して報告すること、併せて今後、議員倫理条例の制定を検討すること等が確認されております。

以上、10日間に亘る審議の経過を報告させていただきます。終わります。

○議長（鹿島 功君） 次に教育委員会から、学校給食への事故米穀の混入について、報告の申し出がありますのでこれを許します。教育長 山田 晋君。

○教育長（山田 晋君） 議長、教育長。学校給食に事故米混入事案が判明いたしましたので、ご報告いたします。本町の学校給食において、事故米いわゆるカビ米と称されていますが、これを含んだ可能性のある食材を使用していたことが、9月22日の調査で判明いたしました。これは東京のスグル食品株式会社が製造した関西風手作り厚焼き玉子と五目厚焼き玉子という二つの製品に事故米が含まれていた可能性のあるでんぷんが1個当たり0.5グラム程度対製品費で約1%であります。混入されていたというものであります。使用状況ですが、町内の4施設、大山給食センター、名和給食センター、中山小学校調理場、中山中学校調理場、この4施設で平成15年度から本年度までの6年間で合わせて28回使用しておりました。平素より学校給食の食材納入に際しては、生産者、製造者、販売業者等に対して申告とか報告、契約などで安全を期すように厳重に申し入れております。また教育委員会としても万全を期す、そういう注意を払っている中でこのような信頼関係を裏切るような事態がおきたことについて残念であると思っております。この場をお借りいたしまして児童、生徒、保護者の皆さんをはじめ、町民の方々にお詫びを申し上げたいと思っております。

現在、該当製品はもとより、同じ製造元の全ての商品の使用禁止をし、更に他にも類似の可能性がないかということを確認しているところであります。今後は、使用する食材の点検はもとより、生産者、納入業者への指導を徹底し、地産地消にも取り組みながら、安心安全の学校給食を提供していきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

尚、これまでに健康被害の報告はありませんが、小中学校の保護者に対して、昨日学校を通して経過報告とお詫びの文章を配布したところであります。併せてこの件に関する相談窓口を教育委員会と福祉保健課に設置したところであります。以上です。

閉会宣告

○議長（鹿島 功君） これで本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。平成20年第9回大山町議会定例会を閉会いたします。ごくろうさんでした。

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。お疲れさまでした。

午前 11 時 40 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長

署名議員

署名議員